

台風時における登校について

(1) 生徒が登校する以前に暴風警報が発令されている場合

ア 始業時刻(8時30分)の2時間前(6時30分)までに解除された場合は
[平常どおりの授業]

イ 始業時刻(8時30分)の2時間前(6時30分)より午前11時までに解除された場合は[解除後2時間を経てから授業開始]

ウ 当日午前11時以降に解除された場合は[当日の授業中止]

ただし、ア、イの場合において、道路、橋の損壊などで危険の場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には、登校に及ばない。

(2) 生徒の登校後に暴風警報が発令された場合

[教務で判断して、別途指示をします]

● 「生徒必携」に上記の規定がありますので、よく読んで間違いのないようにしてください。